

いわき市公民連携デスク ガイドライン

令和7年6月

いわき市 政策企画課

目次

1. 目的
2. 公民連携デスクの位置づけ
3. 提案の類型
4. 提案の流れ
5. 情報の取り扱いについて
6. 留意事項

改正経過

1. 目的

少子高齢化、人口減少、社会の急激な変化等に伴い、地域が抱える課題は、高度化・複雑化しており、行政だけでさまざまな地域課題を解決していくことは困難であり、企業・団体・大学等（以下、「企業等」という。）の技術・ノウハウを活用する連携した取組みによって、地域を支えていくことが不可欠となっています。

また、SDGs への貢献や ESG 経営への社会的な関心の高まりなどにより、多くの企業等が行政との連携や、社会貢献活動を検討しており、CSR（社会的責任）による活動だけでなく、CSV（利益と社会貢献の両立）の取組みを行う企業等が増加しています。

これらの背景から本市においては、多様な主体が地域課題についての認識を共有し、相互の知恵と資源を結集し、連携した取組みを推進していきます。その公民連携のさらなる推進のひとつの仕組みとして、統一的な窓口として公民連携デスクを設置し、地域課題の共有と民間と行政の相互利益のある取組みの創出を目指します。

本ガイドラインは、いわき市公民連携デスクの運営に関し、必要なルールを定め、企業等との連携について、公正性と透明性、客観性を担保するとともに効果的な連携を推進することを目的として作成するものです。

※令和7年度はモデル的な実施とし、実証期間の知見を踏まえて令和8年度からの公民連携体制のあり方を検討いたします。

モデル的实施であり、連携の取組みまで時間を要する可能性がありますが、企業等の皆さまの公民連携の取組みについてのニーズ等を把握し、令和8年度以降の公民連携推進体制を検討して参りたいと考えておりますので、幅広いご提案をお待ちしております。

2. 公民連携デスクの位置づけ

(1) 公民連携デスクの位置づけ

「民間との新たな連携の取組み」の相談窓口及びその調整を行うもの

※既存の取組み、PPP/PFI、指定管理者制度、後援等は除く

※市担当部署が明確なものや、企業等と市担当部署において関係が形成されているものなどは公民連携デスクを介す必要はない

(2) 提案者

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「大学・研究機関」、「NPO 法人等の法人」、「任意団体」等

【対象外となる者】

(ア) 個人（個人で事業を営む者を除く）

(イ) 法令等に違反する行為を行っているもの又はこれに類するもの

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (オ) 「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）」第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者
- (カ) 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (キ) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- (ク) 政治活動、宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (ケ) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税、法人市民税（本社所在自治体における市民税）で税を滞納している者
- (コ) その他、公民連携デスクの運営を妨げるおそれのあるものなど市が連携するものとしてふさわしくないもの

(3) 提案内容

地域課題解決、公共サービス向上、地域活性化、新しい価値の創造を目指すもので、次をすべて含むもの

- 「公共性があるもの」 「効果が期待できるもの」
- 「実現性があるもの」 「提案者にとっても利となるもの」

【対象外となる提案】

- (ア) 企業等の直接的な営業又は、広告宣伝のみを目的とするもの
- (イ) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
- (ウ) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- (エ) その他、公序良俗、公共性に問題がある等、市との連携事業としてふさわしくないもの

(4) 担当課

いわき市 総合政策部 政策企画課

- ・ 電話：0246-22-1216
- ・ メール：seisakukikaku@city.iwaki.lg.jp

3. 提案の類型

(1) 自由テーマ型

企業等が市との連携を希望する取組みやアイデア等を、テーマを問わず自由に提案できる。

(2) 指定テーマ型

市が抱える特定の地域課題に関するテーマを示し、そのテーマに対する取組みの提案やアイデア等を企業等から募集する。

4. 提案の流れ

(1) 自由テーマ型提案

ア 提案・相談

- ・企業等から、提案内容を記載した「提案フォーム」を電子メールまたは HP フォーマットにより受け付ける。
- ・政策企画課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は、提案者に確認し、必要に応じて修正した提案フォームを受領する。

イ 対応部署の整理

- ・提案に関連する分野を所管する部署(複数ある場合は全ての部署)とその内容を共有した上で、初回対話を行う担当部署を整理する。

ウ 初回対話

- ・政策企画課は、提案内容について担当部署と事前協議を行ったうえで、提案者と初回対話の日程調整を行う。
- ・提案者、担当部署、政策企画課が初回対話を行い、「提案フォーム」に基づいて、提案内容の詳細、実施条件、連携資源(資金、物的、人的リソース)の有無、双方の役割、責任等を確認する。

エ 2回目以降の対話

- ・初回対話以後は、提案者と担当部署で対話を継続し、担当部署が提案実現の可否及び連携方法を協議し、決定する。
- ・政策企画課は、必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むように支援を行う。
- ・担当部署が提案実現を見送ることとなった場合は、その旨とその理由について政策企画課へ連絡する。

オ 連携事業の実施

- ・対話、調整が進み連携が実現可能となった場合は、提案者と担当部署は、連携事業を実施する。
- ・政策企画課は、連携事業の内容を市ホームページ等に掲載し、積極的に連携事業の発信、PR等を行う。

(2) 指定テーマ型提案

ア 提案の募集

- ・担当部署は、募集したい提案内容を「課題提示シート」に記載し、政策企画課へ提出する。
- ・政策企画課は、募集内容を確認した後、市ホームページに「課題提示シート」を掲載し、提案を募集する。

イ 提案・相談

- ・企業等から、提案を記載した「提案フォーム」を電子メールまたは HP フォーマットにより受け付ける。

- ・政策企画課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認する。

※以下「①自由テーマ型提案 ウ～オ」と同様

5. 情報の取扱いについて

(1) 情報の公表及び利用・保護等

ア 情報の公表

- ・取組みの実施が決定した、事業実施者及び実施内容について原則ＨＰ等で公表する。
公表内容については、事業実施者と市で協議する。
- ・実施されなかった提案は、原則公表しない。

イ 情報の保護・利用等

- ・提案内容及び連携事業の実施にあたって、個人情報や開示をすることで提案者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報について、厳密かつ適切に取り扱う。
- ・対話の結果、調達や公募等の手続きが必要となった場合は、市が作成する公募等のための仕様の作成にあたり、提案者と協議の上、提案者から得た情報を利用することがある。
- ・提案者、事業実施者は提案から対話、事業実施の過程で、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市承諾があった場合除き第三者へ提供はできない。

(2) 情報公開

提案書類等は「いわき市情報公開条例」に定めに従い開示請求の対象となる行政情報にあたる可能性がある。

【行政情報のうち不開示となる例】

- (ア) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報
- (イ) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの等
- (ウ) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。

6. 留意事項

- ・市の収入支出が発生するなど、調達や公募が必要となる連携事業を実施する場合は、関連法令等に従い適切に実施する。

【主な関係法令等】

- ・地方自治法、同法施行令における財務・契約規定
- ・いわき市財務規則
- ・いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

- ・ 提案を受けることや対話をすることは、提案内容実施の合意ではありません。また、提案内容の実現に対し、法的義務を負うものではありません。
- ・ 本ガイドラインは「いわき市公民連携デスク」の運用を重ねていく中で随時見直しを図り、適宜改定します。

改正経過

令和7年6月 策定